

## ドライバーの疾患と運転資格

東京女子医科大学 糖尿病センター 岩本 安彦

道路交通法の改正に伴い、「免許を与えない者もしくは保留することができる者」の中に「発作により意識障害または運動障害をもたらす病気であって政令で定めるももの」が規定された。それらの中には、さまざまな疾患が含まれるが、薬物治療中の糖尿病患者に稀に見られる「無自覚性の低血糖（人為的に血糖を調節することができるものを除く）」が加えられた。

血糖値は健常人では空腹時でも70 mg/dℓより低下することはほとんどない。血糖値が生理的変動の幅を超えて低下し、自律神経症状や中枢神経系の機能低下に基づく症状が出現する病態が低血糖症である。低血糖症の原因はさまざまであるが、インスリン注射や経口糖尿病薬治療中の糖尿病患者にみられる薬剤性低血糖は頻度が高いものといえる。低血糖に対する反応として、まず発汗、手指のふるえ、頻脈などの自律神経症状が現れ、さらに血糖値が低下すれば頭痛、集中力低下、脱力、倦怠感、眠気などの中枢神経系のグルコース欠乏症状が現れる。これらの段階で適切に対処しなければ、意識障害が現れ、昏睡に陥り、生命の危険がある。

低血糖時には前駆症状を自覚することが多いが、稀に前駆症状を伴わずにいきなり意識障害に陥ることがあり、「無自覚性低血糖症」と呼ぶ。こうした状態が運転中に起これば、重大な事故を惹起する危険性がある。事実、インスリン治療中の糖尿病患者が運転中に低血糖に陥り、重大な人身事故を起こすという不幸な出来事があった。

本シンポジウムでは「無自覚性の低血糖症」をとりあげ、低血糖と運転能力に関するデータを紹介するとともに、欧米での糖尿病患者における運転免許資格の現状やわが国における運転免許申請窓口での対応および適性試験のあり方などについて報告する。